

会 議 議 事 録

事務局 定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。
本日の会議の定足数を確認いたします。
本日は、委員7名の出席をいただいております。
宮城県建築審査会条例第4条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。
それでは会長、審議の進行をお願いいたします。

<次第1 開会>

会長 ただいまから、令和4年度第3回宮城県建築審査会を開催いたします。
今回の審査会の傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局 傍聴者はありません。

<議事録署名委員の指名>

会長 議事に入る前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。
本日の議事録の署名を、角田委員と高山委員にお願いします。

< 次第2 審議事項 >

会長 はじめに、本日審議する案件の概要について、事務局から説明願います。

事務局 本日審議いただく案件について、ご説明いたします。
議案4件と報告事項43件でございます。
議案4件はすべて、建築基準法第85条第5項の規定による応急仮設建築物に係る期間延長の特例許可に対する同意です。
第1号議案から第3号議案は、気仙沼市内の共同住宅で、第4号議案は、女川町内の荷捌き場となります。
また、報告事項といたしましては、令和4年度第2回宮城県建築審査会で審議をいただきました議案、及び、事前同意基準に基づく許可状況についての報告で

ございます。

それでは、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

<第1号議案の審議>

会 長 それでは個別の案件について審議いたします。

第1号議案について、事務局から説明願います。

事 務 局 (第1号議案について説明)

会 長 ただ今の説明について、委員の先生方、ご質問等ございませんか。

今回、建築基準法第85条第5項の応急仮設建築物の期間延長の特例許可ですけれども、特区法17条がなくなるということで、特例許可で気にされているところもあるかと思いますが、何かご質問や確認したい事項などございませんか。

小山委員 許可が相当と考える理由の下から三行目、すべての応急仮設建築物がなくなるとは今回の応急仮設建築物も含めてと理解してよろしいでしょうか。また、すべてのとは何棟現在あるのでしょうか。

事 務 局 県の職員寮ということで現在4棟残っておりますが、そのうち1棟が集約され今年度で終了となり、今回、残っている3棟が引き続き60名分確保のため必要となるので延長の許可が必要となるものです。

小山委員 議案1号から議案3号までの室数を全部足していくと、今回60名分不足との説明なのですが、議案1号と議案2号だけでその数が足りると思われるのですが。

事 務 局 そのことにつきましては、当県で職員寮を管理しております職員厚生課というところがあり、そちらの方とも話をしているのですが、新城の仮設寮が52室のうち45室入室、九条の仮設寮が12室のうち8室入室、南郷Bの仮設寮が52室のうち7室入室している状況にあります。もうひとつ南郷Aの仮設寮がありますが、こ

こちらは今回許可をださずに今年度で終了し、集約をしているところです。
既存の寮へ入れるなどまとめていけば確かに2つの仮設寮で足りることはなるのですが、立地的なところや既存の寮は食堂や風呂などが共同利用されているところがあり、コロナの関係で満員とすることができない状況で、そのところも調整しながら、集約していくことを考えております。また、復興事業の進捗的なところもありますが、長期間残すことは考えていないものの、復興事業におけるソフト的な対応もあるので、そのところも考えながら集約していくと聞いております。

会 長 関連したところで気になったのですが、一部集約したり、いままでの許可のなかで、用途を変更するなど施設の体制を変えたり、建築物の許可を与えられた時と大きく変わったところはないのですか。

事 務 局 増築や不具合による改修、大規模な改修はしておりません。

会 長 見込みで良いのですが、いつまで存続する予定なのですか。

事 務 局 ハード的なところではなく、ソフト的なところで被災した方の心のケアを担当する職員も入室していると聞いておりますので、その事業がいつまで続くかによりませんが、既存の寮が空けばそちらに入室してもらうことで集約していくことになると思います。どこまで残すかを職員厚生課に聞きましたが、明確に回答はありませんでした。

会 長 段階的に閉鎖していくことがあり得るということですね。今回は特に特区法が無くなるということによるものですが、これからは同意のところも簡便化してくとうことでしょうかね。

他に何かございますか。

佐藤委員 仮設建築物ということですが、長期的に利用した場合の安全上や構造上で特に気になるところはないのでしょうか。

事務局 当初建築された時に法チェックはされています。その後は、職員厚生課が定期点検を委託業務として既存の寮と一緒にっており、構造的な安全性や維持保全は確保されていると考えています。

会長 仮設が特例で長引くときに対するリスクは考えておく必要があるので、しっかり自主管理していくことを申し上げておきます。

以上で他にご質問等がなければ、本件は同意することで異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

会長 ご異議がないようですので、本件は同意することとします。
続きまして、第2号議案について、事務局から説明願います。

事務局 (第2号議案について説明)

会長 ただ今の説明について、委員の先生方、ご質問等ございませんか。

高田委員 現地の状況を見に行かれているのでしょうか。

事務局 事務局としては現地を見てはおりませんが、担当の土木事務所において、1年毎の承認をしていた時に、毎年ではございませんが、確認をしております。

会長 現状がどうなっているかが大事ですので、老朽化や実際の使われ方など含めて一回見ておく必要があるかと思います。

許可が相当と考える理由のなかの公益上やむを得ないというところが重要だと思われまますので、最初の許可を与えたときの状況が簡単にならないように管理側が遵守していることを確認しておいた方が良いでしょう。公益上というところで今回の震災の復興に伴う用途で使われていると思いますが、抜け道とならないようにしっか

り確認していただければと思います。

以上で他にご質問等がなければ、本件は同意することで異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

会 長 異議がないようですので、本件は同意することとします。
続きまして、第3号議案について、事務局から説明願います。

事 務 局 (第3号議案について説明)

会 長 ただ今の説明について、委員の先生方、ご意見、ご質問等ございませんか。
特にご質問がないということで本件につきましても同意することで異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

会 長 異議がないようですので、本件は同意することとします。
続きまして、第4号議案について、事務局から説明願います。

事 務 局 (第4号議案について説明)

会 長 ただ今の説明について、委員の先生方、ご質問等ございませんか。

及川委員 許可相当と考える理由で、令和6年度中の本設化を目指し3箇所段階的に整備を進めているとは、いまこの仮設の荷捌き場の3箇所分担できるよう整備を進めているということですか。

事 務 局 そうではなく、申請場所の少し離れたところに1箇所があり、さらに東側にもう

1 箇所があり、別のところに 2 箇所は出来上がっていて、もう 1 箇所このところで本設化を進めていますがまだ進みきっていない、段階的に本設化を進めています
がまだここがそこまで進んでいないので、今回の許可申請となっているものです。

及川委員 その場合、この場所での本設化は、これを取り壊さなくても別の用地があつて
そこで本設化するのか、それとも目処が立ったらここを壊して本設化するのです
か。

事務局 女川町に確認したところ、用地としてはこの場所で解体して新設するのか、この
仮設を基準法に合うように改修をして残すのかというところをやりとりしており、
最終的に今年の 9 月くらいまでに仮設を改修して本設化するのか、解体して本設化
するのかを決定する予定と聞いております。

高山委員 参考までに、すでに本設化している 2 箇所については、新たに建て直されている
のか、それとも仮設だったものを改修して本設しているものなのか教えてください。

事務局 2 箇所共仮設だったものを取り壊して新たに建て直しているものです。

高山委員 同じ土地にですか。

事務局 そうです。

会長 3 箇所あつて 2 箇所は本設化してここだけ残っているのは事業の遅れとかではな
く、当初から計画されていたのですか。

事務局 順番に本設化を進めてきたのですが、この仮設を残すかどうか本当は本年度中に
決める予定で、当初今回の許可申請も提出するのかどうか調整していた状況でした

が、今年9月までに方針を決定するというところで順番に本設化を進めることになっております。

会 長 公益上という観点からすると、その部分が重要だと思います。先ほどのようにそこを充足する理屈があるから存続させる必要があるわけで、これについては状況が分かりましたが、段階的に本設化するなかでこれの決定ができていないことが公益上なのかと気になりまして、基本本設化する前提の基に存続すると捉えるべきと思いましたがどうでしょうか。

事務局 復興の計画のなかで、できている2箇所に加えてここにも荷捌き場をするために施設は必要だとの前提はあって、この仮設を残すのか、新しく造るのかのところを考えているのであって、少なくとも復興のためにこの卸売市場を成立させるためにここには必要な施設だという考えで復興してきているものです。

会 長 すぐに本設化することの結論が遅れているだけで、震災復興の目的を果たすために存続せざるを得ないという理解ですね。

高山委員 しばらくはこの仮設を維持することも考えられるのですか。また、仮設は何年まで期間延長可能なのでしょうか。

事務局 女川町からの説明ですと、これを残すのであれば仮設許可では建築基準法の一部が緩和されているところがあるのですが、それをすべて建築基準法に適合しているように改修するという形になり、逆に言うとこれも本設化になり仮設の許可ではなくなります。その手続きは確認申請ではなく特定行政庁が報告を受けることになるのですが、すべて建築基準法に適合している、適合していないところは改修すると報告を受けることで進めるので、許可は女川町からの話では来年はないと説明を聞いております。

会 長 　　いま仮設ということでどのくらいまで続くのかというところでの疑問かと思えます。基本的に緩和規定があるのですが、本設の時にその部分に制限が加わるということで、それについて目論見をいましているということですね。

及川委員 　　要望なのですが、今回の議案1号から色々質問等がでていて、構造上の問題などは図面で確認できるわけですが、安全や衛生上の問題というところが延長するかどうかひとつの確認主体となると、職員の皆さんがネットワークを使って確認していただいていることは分かったのですが、できれば写真を何枚か現状このような感じだと添付いただけるとより円滑な審議ができるのかなと思いますので、ご配慮いただければと思います。

事務局 　　ご意見ありがとうございます。次回からそのように対応していきます。

会 長 　　委員のご指摘のとおりだと思います。仮設ですので耐久性のところも気になるところなので、写真があると良いので今後はよろしくお願いします。
他にご質問等がなければ、本件は同意することで異議ございませんでしょうか。

委員一同 　　異議なし。

会 長 　　ご異議がないようですので、本件は同意することとします。
以上をもちまして、本日の審議事項は終了いたします。

< 次第3 報告事項 >

会 長 　　次に、報告事項について、事務局から説明願います。

事務局 　　令和4年度第2回宮城県建築審査会で審議いただきました議案及び宮城県建築審査会事前同意基準に基づく許可状況について報告させていただきます。

（前回審査会の処理状況について報告）

（事前同意基準に基づく許可状況について報告）

報告事項は、以上になります。

会 長 事務局からの報告事項等について、ご質問等がありましたらお願いします。
ご質問がなければ、続いて、その他に移ります。事務局から説明願います。

< 次第4 その他 >

事 務 局 次回の開催日程についてです。次回は令和5年3月14日（火）午後4時から、
宮城県行政庁舎9階 第一会議室において開催を予定しております。

開催については、別途文書でご連絡いたします。

なお、日程の変更が必要になった場合は、事務局が連絡調整を行いますので、ご
連絡ください。以上でございます。

< 次第5 閉会 >

会 長 以上で、本日の議事はすべて終了といたします。